

最低制限価格の設定等について 新旧対照表

改正前	改正後
<p>～略</p> <p>2 最低制限価格算出等</p> <p>(1) 建設工事の最低制限価格（税抜き）の算出については、次の式による。</p> <p>なお、最低制限価格（税抜き）の設定の単位については、千円単位とし、千円未満を切り捨てるものとする。</p> <p>「最低制限価格＝最低制限基本価格（税抜き）×ランダム係数」</p> <p>最低制限基本価格（税抜き）の算出については、次のイ～ハの式によるものとし、ランダム係数の算出については別に定める。</p> <p>なお、最低制限基本価格（税抜き）の設定の単位については、千円単位とし、千円未満を切り捨てるものとする。</p> <p>ただし、この算式により算出した最低制限基本価格（税抜き）が予定価格（税抜き）の9.2/10を超える場合は予定価格の9.2/10を最低制限基本価格とし、予定価格の7.5/10に満たない場合は予定価格の7.5/10を最低制限基本価格とする。</p> <p>イ 土木工事、電気通信設備工事及び機械設備工事</p> <p>「直接工事費×0.97＋共通仮設費×0.9＋現場管理費×0.9＋一般管理費等×<u>0.55</u>」</p> <p>ロ 建築工事、その他設備工事</p> <p>「(直接工事費×0.9)×0.97＋共通仮設費×0.9＋(直接工事費×0.1＋現場管理費)×0.9＋一般管理費等×<u>0.55</u>」</p> <p>ハ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>3 実施時期</p> <p><u>令和元年6月1日</u>以降に入札公告又は指名通知する案件から適用する。</p>	<p>～略</p> <p>2 最低制限価格算出等</p> <p>(1) 建設工事の最低制限価格（税抜き）の算出については、次の式による。</p> <p>なお、最低制限価格（税抜き）の設定の単位については、千円単位とし、千円未満を切り捨てるものとする。</p> <p>「最低制限価格＝最低制限基本価格（税抜き）×ランダム係数」</p> <p>最低制限基本価格（税抜き）の算出については、次のイ～ハの式によるものとし、ランダム係数の算出については別に定める。</p> <p>なお、最低制限基本価格（税抜き）の設定の単位については、千円単位とし、千円未満を切り捨てるものとする。</p> <p>ただし、この算式により算出した最低制限基本価格（税抜き）が予定価格（税抜き）の9.2/10を超える場合は予定価格の9.2/10を最低制限基本価格とし、予定価格の7.5/10に満たない場合は予定価格の7.5/10を最低制限基本価格とする。</p> <p>イ 土木工事、電気通信設備工事及び機械設備工事</p> <p>「直接工事費×0.97＋共通仮設費×0.9＋現場管理費×0.9＋一般管理費等×<u>0.68</u>」</p> <p>ロ 建築工事、その他設備工事</p> <p>「(直接工事費×0.9)×0.97＋共通仮設費×0.9＋(直接工事費×0.1＋現場管理費)×0.9＋一般管理費等×<u>0.68</u>」</p> <p>ハ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>3 実施時期</p> <p><u>令和4年4月1日</u>以降に入札公告又は指名通知する案件から適用する。</p>